

令和6年度事業報告

令和6年度においては、兵庫県警察指導のもと、関係機関、団体等との連携を強化しつつ、①暴力団排除意識の高揚と活発な啓発活動、②各種暴力団排除活動の効果的な支援、③暴力相談活動の適正な実践、④救済支援活動の着実な推進の4つの柱で事業を展開した。

平成27年8月、六代目山口組傘下組織の一部が離脱して、神戸山口組を結成したことにより両団体は対立状態となり、凶器を使用した対立抗争が続発したことで、令和2年1月7日、兵庫県公安委員会は、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

また、神戸山口組から離脱した池田組及び絆會（旧任侠山口組）にあっても、同様に六代目山口組と対立状態となり、対立抗争が続発したことで、兵庫県公安委員会は、令和4年12月8日に六代目山口組と池田組を、令和6年6月21日に六代目山口組と絆會（旧任侠山口組）を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

その後も、対立抗争の終結には至っていないと判断した兵庫県公安委員会は、それぞれの団体に対して指定期限の延長を決定した。

このような状況下、暴力団排除事業については、暴力団追放兵庫県民大会を開催したほか、各種広報紙等への広告掲載、公共施設等における広報モニターの活用、野球場や競馬場の大型ビジョン等でのCM放映、広報紙・チラシの配布など、多角的できめ細かな分かりやすい広報を実施した。

また、令和6年度においては、神戸暴力相談所等で188件の暴力相談を受理したほか、不当要求防止責任者講習会の参加者について、オンラインを含む講習会への積極的な参加を呼びかけた結果、合計で2,329名の受講者があった。

令和6年度決算の概要については、一般正味財産増減の経常収益のうち、基本財産運用益は19,132千円、受取賛助金は20,925千円（前年度比▲378千円減）等で、経常収益計は61,986千円（前年度比+5,936千円増）となった。一方、経常費用は63,228千円（前年度比+5,236千円増）となった。その結果、一般正味財産期末残高は、前期から▲883千円減の89,557千円となった。

指定正味財産は、期末残高が前期から▲78千円減の1,501,391千円となった。

一般正味財産及び指定正味財産の合計である正味財産期末残高は、前期から▲962千円減の1,590,949千円となった。

匿名・流動型犯罪グループが暗躍する近年の犯罪情勢を受け、令和6年6月、当センターの事業対象に「準暴力団及びその他の犯罪集団」を加える定款の一部変更を行うなど、暴力団等に対する追放活動を展開することとなった。

今後も、「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」の実現と、暴力団等による不当要求事案の根絶を目指し、各種活動を積極的に推進するとともに、当センターの活動を広く県民に周知浸透させ、更なる暴力団等排除気運の高揚を図り、暴力団等追放活動の中核としての役割を果たしていきたい。

事業活動

I 公益目的事業 1

1 暴迫思想普及啓発事業（暴力団対策法第32条の3第2項第1号）

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため、次のとおり広報活動を行った。

(1) 暴力団追放兵庫県民大会開催事業

令和6年10月22日、神戸文化ホールにおいて、『「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」を目指して』をスローガンに「第33回暴力団追放兵庫県民大会」を開催し、約750人の参加を得た。

同大会では、多年にわたり地域や職域で暴力団追放等の運動に取り組むなど、暴力団追放思想の普及に顕著な功労が認められた20者（個人14、団体6）に表彰状を授与するとともに、4者（個人1、団体3）に感謝状を贈呈した。大会終了前には、県民代表から暴力団追放に向けた県民の強い決意を示した大会宣言が高らかに読み上げられ、満場一致で採択された。

また、「企業に必要とされるインテリジェンス」と題した講演などが行われ、暴排意識の高揚と暴排機運の醸成を図った。

なお、大会の開催について新聞に掲載されるなど、効果的な暴迫思想普及啓発活動となった。

(2) 広報刊行事業

次表のとおり、各種資料の作成・配布を行った。

種 別	製 作 部 数
センター機関誌「暴迫兵庫」	20,000
賛助会員向け機関紙「暴力団追放!!」	1,000
暴力団対策法パンフレット	11,000
暴力団排除条例パンフレット	13,000
「暴力団3ない運動+2」ポスター	500
暴力団追放ポスター	1,000
暴力団追放宣言ポスター	500
「断固拒否」ポスター	500
全国センターポスター	1,000
「断固拒否」チラシ	8,000
暴力団事務所撤去応援チラシ	8,000
自販機設置企業募集チラシ	4,500
暴力団離脱者受入賛助事業所募集チラシ	4,500
暴力団情勢と対策冊子	1,000
賛助会員ステッカー	1,100
暴力団関係者お断りステッカー	16,000
県センターオリジナルカレンダー	1,000
全国センターカレンダー	100
県警カレンダー	1,500
ポケットカレンダー	26,000
クリアファイル	7,500
タオル	1,100
メモ帳	6,000
手帳	900

(3) 広報活動実施事業

暴力団の実態をはじめ、暴力団等からの不当要求に対する対応要領、暴対法や暴排条例の目的や内容をセンターのホームページに分かりやすく掲載するなどして周知徹底を図った。

また、行政機関等の各種広報紙に広告を掲載したほか、公共施設等における広報モニターの活用、大型ビジョンでのCM放映、「暴力団追放運動支援自販機」の設置を行った。

主な広報活動については、次のとおりである。

ア ホームページによる広報

【ホームページのアクセス件数】

種別 \ 年度	令和6年	開設時からの累計	開設年月
日本語版	49,308件	809,695件	平成9年12月
英語版	1,846件	69,675件	平成10年5月
合計	51,359件	879,940件	

イ 各種広報紙等への広告掲載

広告名	掲載月
青少年ひょうご	3月号
相談窓口パンフ（神戸市・芦屋市）	毎年度発行

ウ ビジョン広報等

阪神甲子園球場、ほっともっとフィールド神戸、日本中央競馬会阪神競馬場、兵庫県競馬組合園田競馬場、尼崎センタープール、ボートピア、JR駅構内、淡路・明石市役所等の大型ビジョンで暴追CMを放映した。

エ 暴力団追放運動支援自販機の設置

暴力団排除の啓発広告がプリントされ、売上金の一部を支援金としてセンターに寄付していただける「暴力団追放運動支援自販機」を平成28年度から設置しており、令和6年度には新規で3台が追加され、現在の設置台数は、合計20台となっている。

(4) 暴追DVDの活用及び貸出事業

不当要求防止責任者講習や各企業での暴排研修会の教材として、次の暴力団追放啓発DVDを活用した。

・「不当要求～敵を知り、己を知れば、百戦危うからず」

企画：警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課

内容：建設事業所と取引相手とのトラブルから不当要求に至った事例を段階的に解説

・「決定的瞬間！これが不当要求だ！」

企画：警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課

内容：飲食店舗におけるみかじめ料・用心棒料といった不当要求への対応要領などを防犯カメラ映像に捉えられた生々しい映像を下に解説

暴追啓発DVD（全44種）の無償貸出も行っており、各地域の暴力団追放大会や暴力団排除研修会等で有効に活用した。

令和6年度貸出件数	28件・51本
-----------	---------

(5) 暴迫標語・ポスターの募集

暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動推進センターと連携して、「標語」の募集を行うとともに、兵庫県で独自に「暴迫ポスター」の募集を行った。

応募者数

- | | |
|--------------|-----|
| ・ 標語（全国） | 6 件 |
| ・ ポスター（本県独自） | 5 件 |

Ⅱ 公益目的事業 2

1 暴力排除活動推進支援事業（暴力団対策法第32条の3第2項第2号）

関係機関との連携により、地域、行政及び職域からの暴力排除活動推進事業を支援した。

(1) 地域からの暴力排除推進支援事業

ア 暴力団事務所等の撤去に向けた住民運動に対する支援

兵庫県警察と連携し、地元自治会や暴力団追放組織に対して住民運動の進め方の指導、暴迫グッズの貸し出しをするなどして、暴力団追放運動を支援した。加えて、暴力団追放運動を推進する県下 50 団体に対しては、「暴力団追放運動推進支援金」を支給して活動を支援した。

暴力団被害者救済貸付金及び暴力団事務所使用差止請求関係業務に係る求償金については、借入者や求償の対象者に請求することになっているが、「暴力団排除訴訟支援費用準備資金」を活用して、経済的不安がある等の理由で暴力団排除に資する訴訟費用を負担することが困難な県民を支援することとしている。

イ 兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会の支援

県下各地の暴力団追放活動を行う団体間の相互連携を密にし、県下での暴力団追放運動の一貫性を確保するために、平成 14 年 10 月、県内 25 の暴力団排除組織によって結成された「兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会」（令和 6 年度末 27 団体）の代表者会等の活動を支援して、同協議会の活性化、[兵庫県警察](#)との連携強化を図った（R 6 新規加入：神戸明石地域安全協議会）。

ウ 地区暴力団追放大会への支援

例年県下各地で開催されている暴力団追放大会や住民大会については、県下 31 地区で開催され、そのうち神戸西、宝塚、丹波篠山地区には専任講師を派遣した。

この他にも、県下 7 地区における暴迫キャンペーン、4 地区における住民決起大会が開催されており、暴迫グッズの貸出等各種支援活動を行った。

(2) 行政からの暴力排除推進支援事業

行政からの暴排研修等の依頼はなかったものの、同事業については、令和 2 年度より各種感染症拡大防止の観点から、暴迫啓発資料の提供を行う等の活動支援を実施している。

(3) 職域からの暴力排除推進支援事業

企業等の暴排研修会に当センターから専任講師を 6 回派遣したほか、暴迫啓発資料の提供を行うなどの支援活動を実施した。

2 不当要求防止責任者講習事業（暴力団対策法第32条の3第2項第7号）

兵庫県公安委員会から委託を受け、各企業・事業所ごとに選任された不当要求防止責任者を対象に、県下各地において、暴力団等からの不当な要求に対する心構えや対応要領などを研修する「不当要求防止責任者講習」を実施した。

なお、令和4年8月より、オンラインによる講習を実施しているほか、講習受講枠の拡大を目的として、令和6年12月から毎月オンライン講習を1回追加し、毎月計4回の講習を開催している。

【不当要求防止責任者講習実施状況】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数 (内オンライン)	36回 (16回)	39回 (12回)	41回 (16回)
受講者数 (内オンライン)	1,760人 (519人)	2,323人 (602人)	2,329人 (780人)

※ 令和6年度末 受講者累計 75,282人

3 調査研究及び不当要求管理機関援助事業（暴対法第32条の3第2項第8号、第11号）

暴力団排除に関する書籍等の購入、暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供並びに兵庫県警察との連携を図った。

Ⅲ 公益目的事業 3

1 暴力相談事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 3 号）

令和 5 年度末をもって尼崎及び姫路の 2 暴力相談所を廃止し、令和 6 年度から相談対応時間の延長措置を講じた上で神戸暴力相談所の 1 カ所に統合し、警察 O B の暴力追放相談委員が常駐して、暴力団等反社会的勢力からの被害などに関する相談に対応している。

また、毎週火曜日の神戸市役所市民相談室における出張相談所や、不当要求防止責任者講習の会場における臨時相談所の開設など、あらゆる機会を活用して相談機会を増やすとともに、多種多様な広報媒体を活用して当センターの暴力相談事業に関する積極的な P R に努めた。

特に、刑法等に触れるおそれのある犯罪行為に関する相談、また、警察への通報や弁護士への引継ぎが適当と判断される相談は、速やかに引継ぎを行うなど、早期解決に向け、迅速・的確な対応に努めている。

令和 6 年度は、188 件の暴力相談を受理し、うち 25 件を警察に引き継いだ。

【相談受理件数】

相談所名 年度	神 戸	尼 崎	姫 路	巡 回	計
令和 4 年度	186	46	68	0	300
令和 5 年度	145	12	40	3	200
令和 6 年度	186	廃止	廃止	2	188

【令和 6 年度に受理した相談内容】

相談内容	処理状況		小計	引 継	
	受 件 数	解 決 件 数		警 察	その他
暴力団対策法第 9 条各号の暴力的要求行為	4	2	2	2	0
準暴力的要求行為に係るもの	0	0	0	0	0
離脱、勧誘・加入強要に係るもの	1	0	1	1	0
暴力団事務所の撤去等に関するもの	1	1	0	0	0
民事訴訟に関するもの	1	1	0	0	0
上記に該当しない不当行為に関するもの	1	0	1	1	0
暴力団対策法に関するもの	2	0	2	2	0
その他暴力関係相談	178	159	19	19	0
合 計	188	163	25	25	0

2 暴力団被害者救済支援事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号）

(1) ホームセキュリティサービス支援の実施

平成 17 年から、兵庫県警察が指定した要保護者のうち、暴力団等から危害を受けるおそれが極めて高く、その生命身体又は財産に被害が及ぶおそれのある者に対して「暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業」を実施している。

令和 5 年 3 月 27 日からは、当センターの前専務理事宅を対象として、センターが民間警備会社とホームセキュリティサービスの契約を締結し、暴力団等による危害からの保護を行っている。

(2) 損害賠償請求訴訟費用の貸付

当センターの暴力団被害救済貸付金貸付規程に基づき、これまでに計 7 件、総額 1,540 万円の暴力団事務所使用差止や損害賠償請求に必要な訴訟費用の貸付けを行い、全額返済されている。

なお、平成 22 年度以降の新規の貸付実績はない。

3 暴力団事務所使用差止請求関係事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 6 号）

当センターは国家公安委員会から、適格センターとして、平成 24 年 8 月改正の暴力団対策法に基づく認定を平成 25 年 7 月 25 日付けで受けており、暴力団事務所周辺の住民等から暴力団事務所使用差止請求関係業務の委託を受けて、一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を行使することができる体制を整えている。

令和 5 年度中に神戸山口組本部及び二代目西脇組事務所の周辺住民の 2 件から、事務所使用差止請求の相談を受け、令和 6 年度において、それぞれ令和 6 年 5 月 23 日及び 6 月 25 日に神戸地方裁判所へ暴力団事務所使用差止請求の申立てを行い、二代目西脇組事務所については令和 6 年 9 月 27 日に、神戸山口組本部については令和 6 年 10 月 24 日に、同地裁より事務所使用差止の仮処分決定がなされた。

IV 公益目的事業 4

1 少年に対する暴力団の影響排除事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 4 号、第 10 号）

警察本部暴力団対策課・少年課、県・市教育委員会、中・高等学校等と連携し、少年の暴力団加入阻止及び少年への暴力団からの影響排除・被害防止を目的として暴力団の影響排除対策事業を行った。

令和 6 年度においては、中・高校生を対象とした、暴力団等反社会的勢力排除教室（犯罪集団に対する情報モラル教室）を計 5 回実施した。

県下 6 ブロックで開催される少年指導委員研修会では、暴力団情勢などを説明した暴迫啓発資料の提供等を行った。

2 暴力団離脱者支援事業（暴力団対策法第 32 条の 3 第 2 項第 5 号）

(1) 暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充

兵庫県警察及び社会復帰アドバイザーと連携し、県内の各種事業所に対して、暴力団離脱者受入賛助事業所（以下「受入賛助事業所」という。）への呼び掛けを行うとともに、刑務所出所者の就労支援を実施している N P O 法人「兵庫県就労支援事業者機構」にも受入賛助事業所への呼び掛けを行うなど、同機構との連携強化を図った。その結果、令和 6 年度においては、25 社の新規加入があった。

※令和 6 年度末現在の受入賛助事業所数は、合計 182 社となった。

(2) 他都道府県との連携及び離脱支援の実施

平成 28 年 12 月 1 日から、当センター専務理事が会長を務める「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」が「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」（39 都道府県が協定締結）に加盟し、他都道府県と連携して暴力団離脱者の社会復帰対策を進めている。平成 29 年には福岡県協議会から相互連携依頼を受けた元暴力団員を就労に繋げたほか、令和元年には香川県協議会に相互連携依頼を行うなど、他の都道府県協議会と相互連携に立った就労支援を継続している。

また、令和 6 年 11 月に「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会」を開催し、専門家(保護司)による講演を行うなど、関係者の就労対策に関する理解を深めるとともに、連携強化を図った。

(3) 訪問活動

就業等更生支援活動として社会復帰アドバイザーとともに受入賛助事業所を訪問し、離脱者の就労継続と更生支援を実施した。

管理部門

1 理事会・評議員会の開催状況

(1) 理事会

定例理事会を次のとおり開催した。

区 分	月 日・場 所	審 議 事 項
第 27 回	令和 6 年 6 月 4 日 兵庫県土地改良会館 会議室	①令和 5 年度事業報告及び決算 ②定款の改正(案)及び関係規程の改正 ③評議員会開催
第 28 回	令和 7 年 3 月 4 日 兵庫県土地改良会館 会議室	①令和 6 年度収支補正予算 ②令和 7 年度事業計画及び収支予算 ③暴力団追放運動支援金支給規程の改正 ④評議員会開催

上記のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 96 条及び定款第 30 条第 2 項の規定に基づき、決議省略の方式による理事会（みなし理事会）を次のとおり実施した。

回 数	決議があったとみなした日	決 議 事 項
第 88 回	令和 6 年 4 月 1 日	①顧問委嘱 ②重要な使用人の解任及び選任
第 89 回	令和 6 年 4 月 18 日	①評議員会の決議
第 90 回	令和 6 年 5 月 9 日	①評議員会の決議
第 91 回	令和 6 年 6 月 29 日	①理事長（代表理事）選定 ②専務理事（代表理事）選定
第 92 回	令和 6 年 7 月 11 日	①評議員会の決議 ②理事会の決議
第 93 回	令和 6 年 8 月 23 日	①評議員会の決議 ②理事会の決議

(2) 評議員会

定例評議員会を次のとおり開催した。

区 分	月 日・場 所	審 議 事 項
第 24 回	令和 6 年 6 月 28 日 兵庫県土地改良会館 会議室	①令和 5 年度決算関係計算書類等 ②理事及び監事の選任 ③定款の改正 (報告事項) ・令和 5 年度事業報告 ・役員等の選任結果 ・規程の改正 ・決議省略方式による理事会の開催
第 25 回	令和 7 年 3 月 19 日 兵庫県警察信用組合 会議室	(報告事項) ・令和 6 年度収支補正予算 ・令和 7 年度事業計画及び収支予算 ・暴力団追放運動支援金支給規程の改正 ・理事長及び専務理事の職務執行状況 ・役員等の選任結果

上記のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の規定に基づき、決議省略の方式による評議員会（みなし評議員会）を次のとおり実施した。

回 数	決議があったとみなした日	決 議 事 項
第 47 回	令和 6 年 5 月 7 日	①評議員選任 ②理事選任
第 48 回	令和 6 年 5 月 30 日	①評議員選任 ②理事選任
第 49 回	令和 6 年 7 月 22 日	①理事選任
第 50 回	令和 6 年 9 月 6 日	①理事選任

2 賛助金等の状況

(1) 賛助金・寄附金

センターの事業推進活動を広く支援していただくための賛助会員制度に基づく賛助金及び寄附金の収入状況は、下表のとおりである。

		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
賛助金	法人	771	20,710	778	20,400
	個人	92	593	83	525
	小計	863	21,303	861	20,925
寄附金		1	1,800	1	1,800
合計		864	23,103	862	22,725

(2) 賛助会セミナーの開催

令和6年5月21日、神戸市産業振興センター（神戸市中央区）において「第5回賛助会セミナー」を開催し、賛助会員（法人）約200人の参加を得た。

当該セミナーにおいては、兵庫県警察本部暴力団対策課の警察官による「最近の暴力団情勢」の説明を行うとともに、兵庫県警察OBで不当要求防止責任者講習の専任講師である小林清弘氏による「企業に対する不当要求対策」と題した講演を行い、不当要求に対する対応方法についての理解を深め、暴力団排除気運の情勢を図った。

(3) 暴力団追放運動支援自動販売機設置による支援金

自動販売機設置業者及び設置先事業所の協力を得て、売上金の一部を支援金としてセンターの事業活動費に充当することとしている。

自販機設置状況及び支援金の収入状況は、下表のとおりである。

	令和5年度	令和6年度
自販機設置事業者数（者）	17	20
自販機設置台数（台）	17	20
支援金（千円）	313	335